函館市介護助手活用促進事業雇用奨励金交付事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、函館市介護助手活用促進事業雇用奨励金交付要綱(以下「要綱」という。)の実施運用および解釈に必要な事項を定めるものとする。

- 2 要綱の実施運用および解釈
 - (1) 継続雇用就労マッチングについて(第5条関係) 継続雇用マッチングが不成立の場合も、雇用奨励金の補助対象とする。
 - (2) 雇用奨励金の交付申請の期限について(第7条関係) 本事業の性格上,交付申請の期限は各年度11月末日までとし,予算の上限 に達した時点で交付申請の受付を終了するものとする。
 - (3) 事業計画書の記載事項について(第7条関係) 事業計画書内, 『4. 事業計画』に記載する内容は以下のとおりとする。 ア 現状の課題等
 - ・事業所の現状および介護職の状況
 - ・介護助手に期待される役割
 - イ 介護助手が担う業務について
 - ・現在、介護職が担っている業務のうち、新たに介護助手が担う業務
 - ウ 地域への周知・広報について
 - ・周知・広報を行う媒体および範囲
 - エ 雇用した介護助手への業務指導等について
 - ・介護助手に対する業務指導の手法
 - 介護助手に対する事業所のサポート体制
 - (4) 介護助手の雇用日について(第9条関係) 申請者は、申請をする年度の12月末日までに、雇用しなければならない。
 - (5) 雇用奨励金の変更申請について(第10条関係) 承認を要する事由は、以下のとおりとする。
 - ア 経費に10分の2以上の変更が生じる場合
 - イ 短期雇用契約が予定の期間内に完了しない場合
 - ウ その他市長が必要と認める場合

附則

この要領は、函館市介護助手活用促進事業費補助金交付要綱の施行の日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。